

兵庫県立大学学長解任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学定款（以下「定款」という。）第15条第3項の規定に基づき、学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う兵庫県立大学の学長の解任の申出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(解任の申出)

第2条 選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するときは、公立大学法人兵庫県立大学（以下「法人」という。）理事長に対して学長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため大学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認めるとき。

(審議)

第3条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、学長の解任の申出について審議を開始する。

- (1) 選考会議委員の3分の1以上から、選考会議の議長（以下「議長」という。）に対して解任すべき事由を付した書面により解任申出の審議のための会議の招集について要求があったとき。
- (2) 経営審議会委員（定款第17条第2項第3号により理事長が指名する理事のうち定款第11条第3項に定める者及び定款第17条第2項第5号に掲げる者に限り、選考会議委員を除く。）の2分の1以上から、議長に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求があったとき。
- (3) 教育研究審議会委員（学長及び選考会議委員を除く。）の2分の1以上から、議長に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求があったとき。

(弁明機会の付与)

第4条 選考会議は、前条の審議にあたり、学長に弁明の機会を付与しなければならない。ただし、第2条各号に掲げる解任事由に該当しないと認めるときは、この限りでない。

(理事長への申出)

第5条 選考会議は、審査の結果、学長の解任の申出を行うと決したときは、学長に対し解任の理由を付してその旨を文書により通知するとともに、速やかに学長の解任を理事長に申し出るものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長の解任の申出に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月6日から施行する。